

不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン(骨子案)

# 第1編 総説

---

## 1章 はじめに

- ◆ ガイドラインの目的、位置づけ等を記載  
(目的：不法・危険盛土等に対して積極的かつ厳正に対応すること)
- ◆ 地方公共団体職員が躊躇なく行政処分を実施することの重要性を記載

## 2章 法の概要

- ◆ 盛土規制法の概要を記載

## 3章 用語の定義

- ◆ 法律やガイドラインで使用している用語の解説

## 4章 不法・危険盛土等事案

- ◆ 主な不法・危険盛土等事案の傾向と課題を記載

# 第2編 日常的な行政対応

---

## 1章 盛土等に対する情報の管理

### 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理

- ◆ 盛土規制法に基づく許可・届出等について、台帳に整理すべき情報について記載。
- ◆ 台帳の作成例を記載。

### 1.2 行政対応の記録の情報管理

- ◆ 行政指導や処分、その後の是正等について記録・管理することの必要性を記載。
- ◆ 告発時に有効な行政指導等の記録のひな型を記載。

### 1.3 関係部局間での情報の共有

- ◆ 地方公共団体における盛土規制法所管部局と廃棄物担当部局や警察等の関係部局間で情報共有を図ることの必要性と事例を記載。

## 2章 不法・危険な盛土等の監視・発見

### 2.1 パトロールによる発見

- ◆ 地方公共団体職員によるパトロールの実施方法、体制、留意点について記載。

### 2.2 関係部局等との連携による発見

- ◆ 関係部局等と連携した方法、不法・危険な盛土等の監視・発見方法について記載。

### 2.3 地域住民による通報

- ◆ 地域住民の通報を促す方法や取組み事例を紹介。

## 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土の監視・発見

- ◆ 不法・危険盛土等の監視・発見手法として、衛星画像解析等を用いる手法を紹介。

# 第3編 不法・危険盛土発見時の行政対応

---

## 1章 不法・危険盛土等発見時の行政対応

### 1.1 不法盛土発見時からの行政対応フロー

- ◆ 不法・危険盛土等の発見から対処完了までにおける行政対応の全体像についてフローを用いて記載

### 1.2 盛土規制法における罰則行為

- ◆ 盛土規制法において規定されている罰則行為およびその対象、具体的な罰則について記載

## 2章 現状把握

### 2.1 現状把握の進め方

#### 2.1.1 違反性・危険性の認定のための現状把握

- ◆ 監督処分・勧告・改善命令を行うにあたり、把握すべき事項及び把握方法について違反性・危険性の認定に関して記載。
- ◆ 刑事告発を見据えた把握すべき事項について記載。

#### 2.1.2 関係者の特定のための把握方法

- ◆ 監督処分・勧告・改善命令を行うにあたり、把握すべき事項及び把握方法について関係者の特定及び責任の範囲の特定に関して記載。
- ◆ 刑事告発を見据えた把握すべき事項について記載。

### 2.2 立入検査

- ◆ 立入検査の実施要件、実施可能な範囲、調査方法、留意事項等を記載。
- ◆ 立入検査時のチェックリスト（記載例も含む）を記載。

### 2.3 報告の徴取

- ◆ 報告の徴取の実施要件、実施可能な範囲等、留意事項等を記載。

### 2.4 その他の方法

- ◆ 立入検査、報告徴取以外の方法（机上調査や対象地周辺での聞き取り調査等）について記載。

## 3章 危険な盛土等の応急対応

### 3.1 周辺住民への周知

- ◆ 危険な盛土等の周辺住民への配慮とその方法について記載

## 3.2 応急対応の実施

- ◆ 応急対策が必要な盛土等の判断と応急対策の方法について記載

## 4章 監督処分

### 4.1 監督処分の判断基準

- ◆ 違反性の判断、処分の相手方の判断、命令内容の判断について記載。
- ◆ 違反性の判断については、現状把握において把握した事項（基礎情報、手続き情報、技術基準や許可基準への適合性等）から違反性の事実認定を行う方法について記載。
- ◆ 処分の相手方の判断については、条文毎に処分可能な相手方を整理し記載。加えて、地方公共団体が判断に迷うような場面の判断例を記載。
- ◆ 監督処分の内容について記載。
- ◆ 監督処分事例を紹介。

### 4.2 監督処分の実施方法

- ◆ 監督処分の実施の流れ、伝達方法、公表について記載。
- ◆ 実施の流れは、フローを用いて記載。緊急の必要な場合の判断等について記載。
- ◆ 監督処分の公表の可否と、公表可能な範囲について記載。
- ◆ 命令をしても処分に従わない者への対応を記載。

## 5章 勧告・改善命令

### 5.1 勧告・改善命令の進め方

- ◆ 勧告・改善命令の流れをフローとともに記載。
- ◆ 勧告・改善命令の要件について記載。

### 5.2 勧告

- ◆ 危険性の判断基準、勧告の相手方の判断方法、勧告の内容の判断方法を記載。
- ◆ 勧告を判断するためのカルテ・チェックシート（記載例も含む）を記載。
- ◆ 勧告事例を紹介。
- ◆ 勧告に従わない者への対応を記載。

### 5.3 改善命令

- ◆ 危険性の判断基準、命令の相手方の判断方法、命令内容の判断方法を記載。
- ◆ 地方公共団体が判断に迷うような場面の判断例を記載。
- ◆ 改善命令を判断するためのカルテ、チェックシート（記載例も含む）を記載。
- ◆ 改善命令事例を紹介。
- ◆ 改善命令に従わない者への対応を記載。

## 6章 行政代執行

### 6.1 行政代執行の進め方

- ◆ 行政代執行について、代執行の進め方、災害防止措置の実施方法、手続き、費用の徴収について記載。

### 6.2 災害防止措置の実施

- ◆ 災害防止措置の実施に必要な調査、工法選定方法について記載。

### 6.3 手続き

- ◆ 手続きについては、フローを用いて記載。実施する上での組織作り等、参考になる事例について紹介。

### 6.4 費用の徴収

- ◆ 費用の徴収方法については、具体的な徴収方法、費用徴収のための連携、費用の徴収事例について記載。

## 7章 刑事告発

### 7.1 告発の手順

- ◆ 告発の基本的な考え方について記載。
- ◆ 告発に向けて警察と連携することの重要性について記載。
- ◆ 証拠の収集や事実認定等、告発に必要な基本的な事項について記載。
- ◆ 告発事例を紹介。

# 第4編 関係部局との連携

---

## 1章 関係部局との連携の在り方

### 1.1 関係法令等所管部局間の連携

- ◆ 関係法令所管部局間、都道府県と市町村間など、連携体制の在り方について記載。
- ◆ 平時における連携方法と不法・危険盛土等発見後の連携方法について記載。
- ◆ 地方公共団体による好事例を紹介するとともに、共有が望ましい情報について記載。

### 1.2 警察機関との連携が必要な範囲

- ◆ 警察との連携体制・連携方法について記載。
- ◆ 平時における連携方法と不法・危険盛土等発見後の連携方法について記載。
- ◆ 告発に向けた連携について記載。